

社会福祉法人志木市社会福祉協議会基金の設置及び管理運用に関する規程

昭和56年4月1日

規程第1号

(目的)

第1条 社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の運営の安定を図り、志木市における地域福祉の向上を目指す事業を円滑かつ効果的に行うため、運用財産に基金を設置する。

(基金の種類)

第2条 基金の種類は、次のとおりとする。

(1) 運営調整基金

介護保険事業等の剰余金を主財源として積み立て、基金原資は、本会経営の安定化及び本会地域福祉事業等の運営資金に充てる資金とする。

(2) 災害ボランティア基金

寄附金等を主財源として積み立て、基金原資は、市内に大規模な災害が発生し、本会が災害ボランティアセンターを設置した場合、その運営資金に充てる資金とする。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、定款第25条に定める予算の額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、その基金に編入する。

(繰替運用)

第6条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条各号に定める目的により取り崩すものとするが、これら目的以外で取り崩す場合は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるものの他基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会志木市ボランティア基金設置規程（昭和62年3

月 23 日制定 規程第 2 号) は、廃止する。

- 3 社会福祉法人志木市社会福祉協議会財政強化基金の設置に関する規程 (平成 4 年 3 月 13 日制定 規程第 3 号) は、廃止する。